

平成28年（2016年）熊本地震に関する保険についてのお知らせ

この度の地震により被災された皆さまに心よりお見舞申し上げます。

日本病院会団体契約ならびに弊社扱での保険にご加入されている方からの、この度の地震に関するご相談・お問い合わせについては、下記の弊社受付窓口で承っております。

| |
|-------------------------------------|
| 受付窓口連絡先 (株)日本病院共済会 営業部 03-3264-9888 |
|-------------------------------------|

■保険契約の適用措置について

災害救助法が適用された地域におけるご契約者・ご加入者で被害を受けられた場合、「継続契約の締結手続の猶予」および「保険料振込の猶予」の特別措置が実施されています。

①継続契約の締結手続の猶予

災害救助法が適用された日（以下「法の適用日」といいます。）から6か月以内（2016年10月末日まで）に満期日が到来する保険契約の継続契約の締結手続について、法の適用日から6か月（2016年10月末日まで）を限度として猶予されます。

②保険料払込みの猶予

法の適用日から6か月以内（2016年10月末日まで）に被災契約者が払込む保険料の払込みについて、法の適用日から6か月（2016年10月末日まで）を限度として猶予されます。

上記の措置の適用をご希望の場合（所定のお手続きが必要となります。）や制度の詳しいお問い合わせにつきましては、上記の弊社受付窓口までご連絡をお願いします。

なお、各保険会社のホームページでも措置について確認ができます。

・ あいおいニッセイ同和損保

http://www.aioinissaydowa.co.jp/info/20160414_kumamoto.html

・ 損害保険ジャパン日本興亜

http://www.sjnk.co.jp/announce/201604_01/

■医療過誤の取り扱いについて（被災地に支援チーム等を派遣される病院さまへ）

この度の地震により被災地の医療支援をされるために病院として支援チーム等を派遣された場合で、被災地における医療行為の過失によって患者に身体の障害が発生し、保険期間中に患者などから損害賠償請求を適された場合は、現在ご加入の病院賠償責任保険で補償されます。（別途、特別な対応は必要ありません。）

なお、病院の業務とは関係なく個人的にボランティアとして医療支援に参加される場合は、個人責任となりますので、病院賠償責任保険では補償されません。個別加入されている勤務医師賠償責任保険等での補償となります。